

たんぽぽの会

～防大裁判の原告を支える市民の会～

防衛大学校人権侵害裁判は、防衛省の施設機関である"防衛大学校"の実態を問う全国初の裁判です

連絡先： TEL 070-5272-9059

MAIL hoshitotanpopo88@gmail.com

2018年11月12日 10号

六本松に福岡地方裁判所が移転した事も加わり、10月19日、25日の両法廷とも傍聴席を半分程しか埋めることが出来ませんでした。これからいよいよ正念場になりますので、皆様のご協力、また傍聴可能な方へのお声掛け等何卒宜しくお願い致します。

《第15回 被告個人裁判 終結》10月19日(金)

被告個人(元学生ら)8名の裁判は最終準備書面・原告と代理人の陳述にて終結。2019年2月5日判決。

法廷では、原告青年自らの陳述に傍聴者は耳を澄まし、原告が受けた被害のあまりの深刻さとこの裁判の持つ意義を改めて考えさせられました。

原告代理人の弁護士からは1986年に起こった「葬式ごっこ」の事件を例にいじめの本質や公務員の個人責任を迫及する意見陳述を述べると被告個人らの代理人から「すでに賠償責任は認めている！心外だ！」などの意見が次々と起こり、多くの証拠を前に観念しているようにさえ見受けられました。

《第16回 被告国裁判 防大教官3名尋問》

10月25日(木) 10:30~16:30

出廷した教官3名は口を揃えて、「不適切指導は徹底して禁止していた為、見たことも聞いたこともない。自分が防大生であった時代も無かった。」と述べた。しかし、原告代理人から防大内で取られたアンケート調査結果より学内でこの実態が長きにわたって蔓延していた現状を示されると「調査結果を見た記憶が無い」など終始噛合わない証言を繰り返した。

「反省文を書かせる権限はあるが、書く義務がない」などそもそも教官自身の認識不足も明らかとなった。(書かせる権限もない)また、学生の自主自律を掲げ、事が起れば学生だけに責任を押し付けるやり方は政治家の不祥事後の弁明に酷似していた。

自主自律の美名の元、学生案を無批判に採用するのは教官の職務怠慢。「他律的な強制力のない中で自分自身の甘えた心に打ち勝つ事」こそが自主自律である。一週間の教育研修の内容も「あまり覚えていない」など教官教育の必至さを物語る裁判法廷でした

—原告青年の陳述 (抜粋)—

・・辞めたから終わりではありません。生きている限り受けた屈辱から苦しめられ、傷は一生消えないのです。

10年前、土砂災害時に私に毛布をくれた自衛官の優しい笑顔は本物でした。自衛隊の幹部はことさら人権を重く考える人間でないと自衛官の命も軽んじてしまい歴史を繰り返すことに繋がります。

この裁判が防大の「悪しき伝統」を次の世代の若者たちに引き継がせない、断ち切ることに繋がるよう司法における公正な判決を下していただけることを信じ願っています。

どうか、希望ある未来を私たちに示してください。

—代理人 井下弁護士 意見陳述 (抜粋)—

・・これら凄まじい暴力やいじめの行為の数々は、公務員としての「職務」であるはずがなく、裸の暴力、むき出しの不法行為そのものであって、被告学生個人らは、それぞれが原告に対し、直接の賠償責任を負わなければなりません。国の影に隠れ自らの責任を隠蔽するがごときは、今後ますます、いじめを助長させる誤ったメッセージにしかならないでしょう。

現在でも同様の事件が跡を絶たない現状を鑑みれば、行政内部における自浄作用には期待できません。また本件を含め、国会においても度々防衛大の問題が取り上げられましたが、残念ながらそれも功を奏さない。そうであれば、司法院である裁判所が明確なメッセージを發し、とりわけ、自衛隊が実力組織としての性格に鑑み、厳しき規律の維持のために、厳格な判断が下されるべきです。

(傍聴された方の感想)

・・尋問の中で示された防大生対象のアンケートの問いに「暴力でコミュニケーションの促進が図れると思うか?」とあり、1学年の多くは「わからない」と答えているのに対し、学年が上がるにしたがって肯定的でした。暴力に支配され、自分も暴力を振るうようになる、そこに自己正当化も加わり暴力を容認するようになっていく実態があるのではないのでしょうか。3名の防大教官はいずれも学生たちに対し「暴力はいけない!」「威圧的指導はいけない」と指導していたと証言し、その内1名の教官は「学生達からも信頼を得ていた」とも。それなのに、暴力行為はあったのです。そのことを教官は原告の母から電話があるまで知らなかったと言うのです。防大内で暴力指導が蔓延していたことが明らかになった時、その実態をどのように分析し、どのように自分たちを納得させたというのでしょうか?自分のしたことを振り返ってみたり、失敗したことを悔やんだり反省したりという人間らしい営みをどこかへ置いてきているのでは?とさえ思えてきます。

原告代理人が述べた「この人権侵害についての指導監督責任はどこにあるのですか?」の問いに教官は答えることが出来ませんでした。それまで比較的落ち着いた国側の代理人がその時はざわついたように見えたのがとても印象的でした。

(報告会にて)

10/25 法廷後の報告会では署名活動の報告や名古屋からベテランズ・フォー・ピースの元自衛官の方が参加くださり、自衛隊の恐るべき実態など貴重なお話を聞くこともできました。

少しづつではありますが、この裁判が全国に広がっている実感がしています。

また、署名も全国から届けられており、

9月16日に **1084** 筆

11月16日に **2261** 筆

それぞれ弁護団と救援会さま、たんぽぽより裁判所に提出致しました。心より感謝致します。

これからも引き続きご協力お願い致します。

なお、署名用紙はコピー活用して構いません。

署名を通して、1人でも多くの方にこの裁判のこと防大の実態等を知って頂けたらと思います。

パンフの販売

裁判に至るまでの想い、原告の陳述書、また防大で明らかとなった私的制裁の数々を書き留めたパンフを材料費含め100円で販売しております。

まずは防大で何が起こっていたのか?

理解を深める為の資料となります。

カンパの振込先

郵便総合口座 たんぽぽの会

(防大裁判の原告を支える市民の会)

店番 748 普通預金 8941260

*郵便口座をお持ちの方はATMから手数料無料

*赤の振込用紙も手数料無料

機会ある度に振込用紙を配布しておりますが、可能な時にご使用されて下さい。

またパンフの購入時にも活用されてください。

たんぽぽ便り入手方法

振込用紙にメールアドレス明記、または下記のアドレスに空メール送信して下さいとメールにて「たんぽぽ便り」送信致します。

(メールアドレス)

tanpoPONOKAI55@gmail.com

「防衛大人権侵害裁判のページ」とネット検索

こちらは支援の方のご厚意で「たんぽぽ便り」

「支援ニュース」「裁判日程」が掲示されております。

ご活用して下さいと郵送代の節約となりますのでご協力よろしくお願い致します

*上記いずれも困難な方は郵送致します。

次回裁判

被告：国 防大教官2名の尋問

2019年1月17日(木)

13:10~ 101号法廷(96名)

被告：防大生個人の判決

2019年2月5日(火)

13:10~ 101号法廷(96名)

(福岡地裁)

福岡市中央区六本松4-2-4

TEL092-781-3141